

下呂市青少年顕彰について

次代を担う下呂市の青少年が、社会の変化に順応しながら心身ともにたくましく、人間性豊かに育つことは、市民すべての願いであります。

この実現に向けて、青少年自身が大いなる夢を描き、自立心と忍耐力を養いながら、自己の確立を目指して自己研鑽に励む姿並びに勇気ある善行を社会的に認め、賛意を送ることは、青少年の健全育成にとって最も相応しいことであると考え、ここに「下呂市青少年育成顕彰実施要綱」を制定する。

下呂市青少年育成顕彰実施要綱

(目 的)

第1条 下呂市の小・中学校や高等学校の児童・生徒及び青少年の地域内外における優れた活動を認め、これを顕彰することによって、明るい社会の気風を醸成し、青少年の健全育成に資することを目的とする。

(名 称)

第2条 この顕彰は、「わかあゆ賞」とする。

(顕彰の対象者)

第3条 この顕彰の対象となる青少年は、下呂市の小・中学校に在籍する児童生徒及び下呂市出身の中学校及び高等学校生徒並びに下呂市出身の20歳以下の者とする。

(顕彰の対象期間)

第4条 顕彰の対象期間は、該当年度の4月1日から3月31日までの一年間とする。

(顕彰の対象)

第5条 顕彰の選考対象になる者は、次の各号に該当するものとする。

① 芸・文化

県以上のコンクール等において優秀な成果を収めている者、団体。または、学芸・文化の振興に継続して取り組み、活躍が顕著な者、団体。

② スポーツ

県大会または地区大会を経て全国大会に競技選手として登録されたもの者、または出場した団体。

③ 奉 仕

地域社会に奉仕し、地域住民から敬愛されている者、団体。

④ 善 行

地域社会において道徳的模範となる行為が顕著である者、団体。

⑤ 前各号のほか、表彰に値すると認められた者、団体。

2 選考基準に関し、必要事項は別に定める。

(被表彰者の推薦)

第6条 学校長及び地域、各種団体等の長は、該当する児童・生徒及び青少年を被表彰候補者として、下呂市青少年育成市民会議（事務局は教育委員会 社会教育課に置く。）に申請する。

(個人の場合は、別紙様式1-1とし、団体の場合は、別紙様式1-2とする。)

(被表彰者の決定)

第7条 青少年育成市民会議理事会は、内申に基づき審査し、被表彰者を決定する。

(表彰)

第8条 表彰者には、青少年育成市民会議長賞詞（下呂市長）と副賞を贈る。

2. 表彰者の顕彰は、「市政だより げろ」に掲載する。

(記録)

第9条 教育委員会は、表彰を受けた者の氏名及び功績の内容を表彰台帳に記録する。

(別紙様式2)

附則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年5月21日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。